平成２７年　　月　　日

幼児２人同乗用自転車貸出希望者　各位

半田市子育て支援部子育て支援課

幼児２人同乗自転車の貸出について（使用にあたっての留意事項）

幼児２人同乗用自転車の貸出に際し、下記により留意事項を案内いたしますので、適切に使用いただきますようお願いいたします。

〇引き渡しについて

自転車の引き渡しは、予めお約束した日程・保管場所で行います。

引き渡しをうける際に「幼児２人同乗用自転車借受書」を自転車店の者または職員に引き換えでご提出願います。（借受書の提出がない場合引渡しができない場合がありますのでご注意ください。）

〇使用に係る留意事項について

下記事項を遵守のうえ使用してください。

・道路交通法その他の関係法令を遵守すること。
・自転車に乗る幼児は、必ずシートベルトを締めること。
・自転車に乗る幼児は、その者に合ったヘルメットを着用すること。
・当該自転車の取扱説明書に基づき適切に保守及び管理を行うこと。
・当該自転車を盗難から守る措置を行うこと。
・当該自転車の借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
・当該自転車に改造は行わないこと。

〇事故等について

万一、使用中に事故にあった場合は、半田市子育て支援課までご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、事故に係る損害賠償等は、使用者にて負っていただきますので、予めご承知おきください。（使用者の事故に関して半田市は一切の責任を負いません。）

○盗難について
　万一、盗難にあった場合は、警察に必要な手続きをとっていただいたうえで、あわせて半田市子育て支援課までご連絡をいただきますようお願いいたします。
　原則として使用者にて補償いただき、代替の自転車を確保しますので、保管や使用中の盗難防止措置には十分ご留意いただきますようお願いします。

○修理について
　パンク等修理については、使用者の負担にて行っていただきます。また返却時に、貸出時に確認した状態に比してフレーム、ハンドル、ライト、チャイルドシート等の変形及び破損がある場合も、使用者の負担にて修理いただきます。

○貸出期間満了に係る返却について
　貸出承認通知書に記載された貸出期間の満了の約１か月前に、別途ご案内を送付し、使用の継続の意向を確認させていただきます。
　継続使用の意向があり、かつ他の応募者数が貸出可能台数に満たない場合は、貸出承認通知を継続の期間分再度通知させていただき、そのままご使用いただけます。（継続使用の意向をお持ちの方と随時応募の使用希望者数が貸出可能台数を上回る場合は、２７年度末に抽選をさせていただきます。）
　継続使用の意向がない場合は、使用者により市の指定する自転車店に搬送、持ち込みいただき、返却いただきますようお願いします。
　なお、継続使用の場合でも、１年に１度メンテナンスを自転車店が実施するため、指定の自転車店に搬送、持ち込みいただくことになります。

○貸出期間内の途中返却について
　同乗者の年齢条件として満１歳以上６歳未満の幼児を２人以上養育しなくなった時点、あるいは市外へ転出する時点など、貸出条件が適わなくなった時点で随時返却いただく際には、事前に納付した貸出料金の一部を還付させていただきます。その際は、毎月２５日まで（２５日が土日祝日の場合はその前日まで）に「幼児２人同乗用自転車貸出料金還付請求書」を半田市子育て支援課窓口まで持参してください。後日指定通帳に返金させていただきます。
　なお、途中返却の際も、使用者により市の指定する自転車店等に搬送、持ち込みいただき、返却いただくこととなりますのでよろしくお願いします。

お問い合わせ
半田市子育て支援部子育て支援課子ども育成担当
電話：０５６９－８４－０６５８（ダイヤルイン）